

議案第五十六号

三朝町職員旅費支給条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員旅費支給条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年六月二十五日

三朝町長 坂 出 雅 巳

三朝町条例第 号

三朝町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員旅費支給条例の一部改正）

第一条 三朝町職員旅費支給条例（昭和二十八年三朝町条例第十七号）の一部を

次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表

区分	鉄道賃		船賃	航空賃	車馬賃 (一キロにつき)	日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	県内	県外					県内	県外	
一等級及び二等級の職務にある者	普通旅客運賃	普通旅客運賃及び特別車両料金	普通旅客運賃及び特別船室料金	現に支払つた旅客運賃	六円	五〇〇円	二〇〇〇円	一五〇〇円	五〇〇円
三等級から五等級までの職務にある者						四五〇円	一八〇〇円	一三〇〇円	四〇〇円
その他の職務にある者									

(三朝町長等給与条例の一部改正)

第二条 三朝町長等給与条例(昭和二十八年三朝町条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「船賃、」の下に「航空賃、」を加え、「六種」を「七種」に改める。

別表第二中

車馬賃 (一キロにつき)	日当 (一日につき)	県内	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
		県外		
七円	六円		六円	
六円	五円		五円	

を

航空賃	現に支払 つた旅客 運賃	七円	車馬賃 (一キロにつき)	日当 (一日につき)	県内	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
		六円	六円		県外	六円	
		六円				六円	
		六円				六円	

に

改める。

(議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年三朝町条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表中

普通旅客運賃及び特別船室料金	船賃
----------------	----

を

普通旅客運賃及び特別船室料金	航空賃
現に支払つた旅客運賃	

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中三朝町職員旅費支給条例別表の航空賃欄の規定、第二条中三朝町長等給与条例第七条の改正規定及び別表の航空賃欄の規定並びに第三条中議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の航空賃欄の規定は、昭和四十四年七月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の三朝町職員旅費支給条例(同条例別表中航空賃欄を除

く。）の規定及び第二条の規定による改正後の三朝町長等給与条例（同条例第七条及び別表第二中航空賃欄を除く。）の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

昭和四拾四年六月五日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄